

給与支払報告書の作成は、早めの準備を お願いいたします

平成27年中に給料・賃金・賞与(アルバイト、パートなどを含む)などを支払った事業所などは、支払金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を作成し、平成28年1月1日現在で従業員が居住している市町村に提出してください。

給与支払報告書は、すべての項目を正しく記入したうえで、早めに提出をお願いします。

期限内に提出がないと、

市民税・県民税の課税を当初で行えない場合があります。従業員が納税する際の納付回数が増える(1回当たりの納付金額が増える)こととなります。

なお、市民税・県民税の課税通知書は、特別徴収(月々の給与から天引き)の人は、平成28年5月13日に事業所などへ、普通徴収(直接個人で納付)の人は、平成28年6月15日に本人あてに発送する予定です。

詳しくはお問い合わせください。

■給与支払報告書の提出
提出期限 平成28年2月1日(月)

提出先 従業員が平成28年1月1日現在で居住している市町村

※提出は郵送でも受け付けます。郵送する市町村の担当部署を確認のうえ、提出期限までに到着するように、日数に余裕をもって郵送してください。

◎ 税務課市民税担当 ☎ 2148

平成27年分説明会

①事業所向け年末調整説明会

古川地域(〒989-61 区域)
11月19日(木) 10:00~12:00
大崎生涯学習センター(パレットおおさき)

古川(〒989-62 区域)・三本木・田尻地域
11月19日(木) 14:00~16:00
大崎生涯学習センター(パレットおおさき)

松山・鹿島台地域
11月17日(火) 14:00~16:00
鹿島台瑞・華・翠交流施設(鎌田記念ホール)

岩出山・鳴子温泉地域
11月18日(水) 14:00~16:00
岩出山文化会館(スコレハウス)

②青色申告決算説明会

場所 大崎合同庁舎 1階大会議室

区分	日時および対象
営業所得	12月3日(木) 10:00~12:00 古川地域 13:30~15:30 古川地域以外
不動産・農業所得	12月4日(金) 10:00~12:00 古川地域 13:30~15:30 古川地域以外

◎ 古川税務署
①法人課税第一部門
源泉所得税担当 ☎ 22-1711
②個人課税第一部門
所得税担当 ☎ 22-1711

第三次集中改革プランの 取り組みについて

市では「財政の健全化」と「市民満足度の向上」を目的に、行政改革大綱に基づいた行政改革として、現在、平成25年度から平成27年度までの3年間を対象期間とした「第三次集中改革プラン」に沿った各種取り組みを行っています。

平成26年度の主な取り組みと財政効果は下表のとおりです。

対象となる23項目すべてを合わせた目標額約6億6000万円に対して、約8億8000万円の財政効果をあげることができました。

平成27年度も引き続き、未達成項目の取り組みを強化しながら、さらなる財政健全化を目指し、着実に行政改革の歩みを進めていきます。

第3次集中改革プラン(平成26年度)の主な取り組みと財政効果 (単位:千円)

推進項目	内容	目標額	効果額
定員適正化計画の推進	継続した取り組みにより、人件費を削減	432,000	541,646
滞納整理の推進	長期累積事案の解決に向けた取り組み、滞納処分の強化、現年課税分の徴収強化対策など	113,700	207,050
病院事業の経営健全化	感染防止対策加算と感染防止対策地域連携加算の取得により増収	50,000	52,836
遊休資産の売却	市有地3件の売却	8,000	16,786
その他	学校教育施設の再編、電算システムの活用など	57,392	56,952
	合計	661,092	875,270

◎ 政策課行政改革担当 ☎ 2129

宮城一斉滞納整理強化月間

11月~12月は、県税・市町村税の「宮城一斉滞納整理強化月間」です。電話や訪問による催告や勤務先・取引先への財産調査、滞納処分執行(差押え、搜索、自動車のタイヤロックなど)など、県税・市町村税の徴収対策を強化します。

暮らしの中の税金

税金は、福祉や保険といった社会保障、教育、ごみ処理、上下水道、道路整備など、私たちの暮らしに必要な施策や事業の大切な財源となっています。

税金を滞納することは、納期内に納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。また、県や市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにつながります。

税金は、必ず納期限までに納めましょう。

滞納者への影響

納期限までに納付しない場合は、本来納める税金のほかに延滞金などが加算されます。納期限を過ぎてしまった場合でも、速やかに納付することが大切です。

滞納が続く場合、法律の規定に基づく「滞納処分」を受け、強制的に税金を徴収されることとなります。

早めの相談を

病気やけがで働けなくなった、事業を廃止・休止した、災害や盗難で被害を受けたなどの理由で、一括で納税することが困難な場合は、納税を猶予することができます。そのほか、やむを得ない事情で納期ごとの納入が困難な場合は、早めに相談してください。

◎ 納税課滞納整理担当 ☎ 25148

◎ 県北部県税事務所 ☎ 0706



11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、国民一人ひとりが高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、平成26年度から11月30日(いみらい)を「年金の日」に決めました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、自分の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

また、日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動をしています。

詳しくは、日本年金機構のウェブサイト (<http://www.nenkin.go.jp>) で確認するか、年金事務所に問い合わせください。

◎ 古川年金事務所 ☎ 23-1200

主な放射能測定結果

空間放射線量の測定結果

(単位:マイクロシーベルト/h)

◎ 防災安全課放射能対策室 ☎ 23-5144

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
10月19日	市役所第2駐車場	0.05	0.05
	松山総合支所	0.05	0.05
	三本木総合支所	0.06	0.06
	鹿島台総合支所	0.05	0.05
	岩出山総合支所	0.06	0.06
	鳴子総合支所	0.05	0.06
	田尻総合支所	0.05	0.05